

第 1 章 電気通信市場の現状

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1-1 FTTH市場における競争状況を的確に把握するためにも、卸売サービスを利用する大手の事業者について、都道府県毎の提供者数を公表するための措置が必要。</p>	<p>考え方 1-1</p>	
<p>○ この 1 年間で FTTH 契約数における NTT 東日本・西日本の光回線の卸売サービス契約数の割合が飛躍的に増加（2016 年 3 月末時点：NTT 東日本 11.0%、NTT 西日本 5.8%⇒2017 年 3 月末時点：NTT 東日本 18.2%、NTT 西日本 11.7%（注））しており、また卸売サービスの回線を含めた NTT 東日本・西日本の契約数の比率も微増しており、今後も FTTH 市場における NTT グループの市場支配力の増大が想定されることから、卸売サービスを利用する事業者の契約者数も含めて市場動向の詳細について注視する必要があると考えます。</p> <p>そのため、FTTH 市場における競争状況を的確に把握するためにも、卸売サービスを利用する大手の事業者（卸売サービスの市場において概ね上位 10 社までの事業者）について、都道府県毎の提供者数を公表するための措置が必要と考えます。</p> <p><small>（注）第一次報告書（案）5 頁「図 1-5 FTTH の契約数における事業者別シェアの推移」より （中部テレコミュニケーション）</small></p>	<p>○ 本報告書では、円滑な接続の実現に向けたルール整備の検討という目的達成のため、NTT 東日本・西日本の設備の不可欠性の確認という観点から両社の設備シェアを必要情報として図示したものであり、両社の卸電気通信役務を利用する大手の事業者の契約者数を示すことまでは、当該目的の達成には必要ないものと考え</p> <p>○ しかしながら、卸電気通信役務の提供状況については、市場動向の理解のため広く公表されていくことが必要であり、関係事業者の理解を得つつ、これを総務省において行っていくことが重要である。</p>	<p>無</p>

第2章 NGNの設備への接続ルールの適用

1. NGNの位置付け

意見	考え方	修正の有無
意見2-1 NGNの位置付けについて	考え方2-1	
<p>○ NGNは、ボトルネック設備であるアクセス回線と一体的に構築されている等の理由から、第一種指定電気通信設備規制が課されていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 他事業者は、ルータ・SIPサーバ等の局内装置を自ら設置し、自ら敷設するアクセス回線、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用して、それぞれ独自のIP通信網を構築していること ➤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響はダークファイバ等のアクセス回線のオープン化によりNGNとは遮断されていることから、NGNは他事業者が固定ブロードバンドサービスを提供する上で必要不可欠な設備とはなっていないこと ➤ IP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークを繋ぎ合うこととなるため、IP網への移行によりメタル回線がNGNに收容されることになっても、NGNへの他事業者の依存性が強まることにはならないこと <p>等を踏まえると、NGNにボトルネック性があるとは認められないことから、ネットワークの高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新たな価値創造の芽を摘んだり、ビジネス変革による市場拡大に向けた取組みの妨げにならないよう、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>仮に、引き続き、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外で</p>	<p>○ NGNとの接続が各電気通信事業者の事業展開上不可欠であること、これに加えて、NGNの重要性・基幹的役割が一層強まると考えられることは、本報告書で示したとおりである。</p> <p>○ ダークファイバ等のアクセス回線自体の開放が平成12年より進められてきたことは事実だが、アクセス回線に直接接続することのみにより各電気通信事業者の事業展開上不可欠であるNTT東日本・西日本のNGN利用者からの発着信のカバーを各電気通信事業者が行うことは非現実的であり、アクセス回線開放をもってNGNに第一種指定電気通信設備に係る接続ルールが不要と論じる意見には説得力がない。また、一部の事業者との間において接続協議が長期にわたるなど、NGNとの接続は、従来の接続ルールがあっても、十分円滑に行われてきたとは評しづらい。</p> <p>○ したがって、NGNは第一種指定電気通信設備として改めて捉え、接続ルールを改善することで円滑な接続の実現を図っていく必要がある。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>きない場合であっても、当社に設備更改や新たな設備導入等を躊躇させることがないよう、その規制の運用にあたっては十分配慮いただきたいと考えます。</p> <p>なお、当社は、様々な要望を踏まえ、相互接続に関しては、網終端装置のメニューのラインナップ拡充、I P o E方式の申込みに係るオペレーション改善、優先転送機能の提供、I P o E接続のP O I追加による県間伝送路自前化等の対応を実施しているほか、相互接続以外に関しても、事業者向けにカスタマイズしたサービス提供や端末の機能向上、サービスに係る運用方法の見直し、光コラボレーションモデルの提供など、NGNの様々な形での利用促進を推進してきたところですが、今後も引き続き、更なるオープン化を進めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>このルールの運用に当たっては、設備投資インセンティブが阻害されることのないようにする必要があります。また、NTT東日本・西日本が自らオープン化を進めていくというのであれば、その取組は適宜尊重されるべきと考えられる。</p> <p>○ IPoEの接続とPPPoEの接続との間における接続の運用上の差異については、接続事業者の要望に照らし合理性があるのか、議論・検証を行っていく必要がある。</p> <p>○ 卸役務は、第一種指定電気通信設備との接続における公平性・透明性を回避する手段となるべきものではないため、これら設備の利用に当たっての公平性・透明性が十分に確保されているか、必要に応じて検証が行われるべきである。</p>	
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>現在、NTT東西殿のFTTHのシェアは全国で約7割、地域ブロック別でも、最も高い東北で8割超、最も低い近畿でも過半を占めており、依然としてNTT東西殿が占める割合が高い状況です。さらに2025年にかけてPSTNマイグレーションに伴い固定電話着の7割がNGNと接続されることから、NGNが今後更に強い市場支配力を有していくことは明らかであり、NTT東西殿の「IP網への移行によりメタル回線がNGNに收容されることになっても、NGNへの他事業者の依存性は強まらない」という主張には合理性がありません。NGNは引き続き第一種指定電気通信設備に指定され、公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための適切な規律が必要です。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>接続事業者であるISP事業者視点でNGNをみた場合、IPoE接続が拡大提供されていくべき状況であるにもかかわらず、IPoEの接続とPPPoEの接続制度が互いに独立し、異なっていることは大きな問題です。まずは両方の接続制度・体系を揃え、次に統合することでNGNの利用環境を統合していくことが一番重要だと考えます。PSTNマイグレーションが2020年頃からはじまり、今後NGNの利活用が大きく進展することからも、本問題は早急に議論を開始する必要があります。</p> <p>なお、研究会において当協会から懸念をお伝えしたとおり、卸がこれら公平性、透明性等を回避する手段とならないように、総務省におかれましてもNTT東西のNGNオープン化に関して引き続き必要な議論や監督を行っていただくように要望します。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、NGNとの接続は接続事業者の事業展開にとって不可欠です。また、マイグレーション後には東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)のメタル回線もNGNに収容されることになるため、NGNの重要性・基幹的役割は一層強まっていきます。よって、引き続きNGNを第一種指定電気通信設備とすることは適切と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>○ NGNは、ボトルネック性を有する加入者回線（光回線。加入者回線の設備シェアで77%（注））と一体として設置される設備であり、当該設備との接</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であって、また、利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、現在、第一種指定電気通信設備に指定されております。</p> <p>今後、PSTNマイグレーションにより、NGNがボトルネック性を有するメタル（加入者回線の設備シェアで99.8%（注）・光アクセス回線と一体として設置される巨大設備になること、また、固定電話着の7割がNGNと接続されることとなり、NGNへの依存性や不可欠性は増々高まっていくことから、引き続き、NGNを第一種指定電気通信設備に指定し、NGNとの接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要がある、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>（注）報告書（案）P.5 「(4) 加入者回線の設備シェア」より</p> <p>（KDDI）</p>		
<p>○ IP網移行後のNGNはボトルネック性を有するメタル回線及び光回線と一体として利用される性格を強め、NGNへの他事業者の依存性が強まることから、他事業者が市場ニーズに即した多様なサービスを遅滞なく提供できるようにするために、NGNを引き続き第一種指定電気通信設備に指定し、NGNとの接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要があると考えますので、一次報告書（案）の考え方に賛同します。</p> <p>（中部テレコミュニケーション）</p>		

第2章 NGNの設備への接続ルールの適用

2. 県間通信用設備の扱い

意見	考え方	修正の有無
意見2-2 県間通信用設備の扱いについて	考え方2-2	
<p>○【NGNの県間伝送路の不可欠性について】</p> <p>県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、NGNの県間伝送路に不可欠性がないことは明らかであり、今般、NGNの県間伝送路を第一種指定電気通信設備としないとされたことは適切と考えます。</p> <p>なお、県間伝送路の不可欠性を検証する際には、全事業者の県間伝送路の設備保有量や、接続事業者における代替的な県間伝送路の調達可能性に着目して検証を行っていく必要があると考えます。</p> <p>【NGNの県間伝送路の不可欠な利用について】</p> <p>「NGNの県間伝送路を不可欠的に利用せざるを得ない」とされていますが、以下のとおり、IPoE接続について、その指摘はあたらないほか、IP-IP接続についても、当社の県間伝送路だけが不可欠的に利用される訳ではありません。</p> <p>まず、IPoE接続については、トラフィックが少なかった接続開始時に、その構成が効率的であるとして接続事業者と合意の上、東京・大阪の2箇所にてPOIを設けることとしていたものです。その後、疎通するトラフィックが増加してきたことを受けて、POI設置箇所の追加の要望をいただいたことから、要望事業者と協議を行い、来年度には、NTT東日本エリアで7箇所、NTT西日本エリアで5箇所のPOIを追加する予定としています。今後、</p>	<p>○ NGNの第一種指定電気通信設備との接続において、NGNの県間伝送路の利用が音声においてもデータにおいても不可避的であることは、本報告書で述べたとおり。</p> <p>○ NGNの第一種指定電気通信設備との接続において利用することとなる県間伝送路の接続条件については、NGNとの円滑な接続を確保する上で重要であるため、本報告書では、手続について第一種指定電気通信設備と同様のルールとし、第一種指定電気通信設備の接続約款に統一的に記載することとしたところであり、接続点の設定の条件についても、NTT東日本・西日本の取組状況を見つつ、同接続約款の中で検証される必要がある。また、これにより、県間伝送路の接続手続関連の情報開示も、第一種指定電気通信設備と同様に、簡素な方法により迅速に行われることとなるべきである。</p> <p>○ この他、当該県間伝送路との接続において支払われる金額については、NTT東日本・西日本において、「自主的な取組み」を進める旨の意思表</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>接続事業者からP O I 設置箇所の追加の要望をいただいた場合には、要望事業者と協議した上で、適切な費用を負担いただくことを前提として、検討を進めていくとしていることから、I P o E 接続において「NGNの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ない」との指摘は適切でないと考えます。</p> <p>次に、音声サービスのI P - I P 接続については、トラヒックが縮小傾向にあることを踏まえ、I P 網への移行後は、P O I を東京・大阪の2箇所とすることを基本とすることで事業者間合意しているところです。そのため、当社の電話ユーザに着信するときは、NGNの県間伝送路を経由することになります。一方で、他事業者の電話ユーザに着信するときも、他事業者の電話網の県間伝送路を経由することになります。その結果、I P 網への移行後は、NGNを含む各社のI P 網は、原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークを繋ぎ合うこととなるため、I P - I P 接続において「県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ない」状況は、当社も他事業者も同じと考えます。</p> <p>以上の観点からも、今般、NGNの県間伝送路を第一種指定電気通信設備としないとされたことは適切と考えます。</p> <p>なお、NGNの県内設備との接続に係る申込みと同じタイミングで県間設備との接続に係る申込みを行うことは現在も実施可能ですが、当社としては、事業者の利便性向上や負担軽減の観点から、第一種指定電気通信設備接続約款にその申込み手続きを規定するとともに、自主的な取組みとして、県間設備を利用する場合の費用に関して公平性や一定の透明性を確保するための措置を講じる考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>明があったことから、総務省よりNTT東日本・西日本に適正性・公平性・透明性を確保する取組を依頼すべきとしたところであり、その取組状況を見た上で、見直すべき点がないか検証を行っていくのが適切と考えられる。なお、この検証は、関係事業者の意見をよく聴取して行われる必要がある。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 現在の NGN は一つの網の中に第一種指定設備と非指定設備が一体となって構築されています。少なくとも単県POIが設置されない県間ネットワークは指定設備を使うために不可避免的に使わなければならない状況であることから、これらのネットワークを指定設備化して頂き、コスト構造を明らかにしつつ、接続料及び接続条件の公平性・透明性を確保いただくことを要望します。</p> <p>また、NTT西日本殿はIPoE接続事業者に対するIPoEの地域ブロックPOIの利用条件として、①ブロックPOIの接続インタフェイスは100Gbps、②利用開始より5年間のACの継続支払い（利用）、③設置された全エリアPOIへの接続（地域POIへの単独での接続を許容しない）等を設定しています。設置された全エリアのブロックPOIで接続することが利用条件となると、POIの分割を行ったとしても結果的に全エリアで接続・サービス提供しなければ採算がとれません。また接続インタフェイスが100Gbpsとなっていることを踏まえると地域ISPや新規参入事業者等の接続が困難です。あらためて、単県POIの設置と共に、これらの条件がNDAの下で開示されるのではなく、オープンに議論・公開していただくことを要望します。</p> <p>本報告書案のとおり、NTT東西殿による適正性・公平性・透明性を確保する取組について、総務省において継続的に検証いただきたいと考えます。 （日本インターネットプロバイダー協会）</p>		
<p>○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p>県内ネットワークと県間ネットワークが分離できない状況においては、できる限り簡素に取り扱われることが重要です。 （日本インターネットプロバイダー協会）</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>研究会でも当協会から発表したとおり、県間ネットワークの透明性確保にあたっては、その調達方法（入札が適切に行われ、価格の低廉化が進んでいるか等）についても確認していただくよう要望します。</p> <p>なお、NTT東西殿の取り組みにおいてこれらの透明性が確保できない場合（料金の算定根拠や価格の低廉化の取り組み等が不十分である場合）は、あらためて県間ネットワークのあり方についての見直しを要望します。</p> <p>（日本インターネットプロバイダー協会）</p>		
<p>○ 報告案の考え方に賛同いたします。</p> <p>現時点では接続事業者にとって影響はありませんが、「電話をつなぐ機能」を経由してNGNと接続されることとなった際、同機能の設置場所が東京都、大阪府のみと限定される場合には他の道府県への着信に際して、県間中継ルータ、県間伝送路を経由することが不可避であることから、これらに対し一定の規律を課す必要があると考えます。</p> <p>なお、一定の規律として、これらも第一種指定電気通信設備に指定すべきと考えます。</p> <p>（楽天コミュニケーションズ）</p>		
<p>○ NGNの県間伝送路は、現状第一種指定電気通信設備に指定されておらず、コストの算定が不透明です。県間伝送路算定の透明化を確保すべくコストベースでの算定が必要と考えます。</p> <p>なお、昨年アンバンドルされた優先転送機能を利用するため、現在弊社とNTT東西殿との間で協議を重ねていますが、県間伝送路接続料の提示を要望してから提示されるまでに2か月程度を要し、また、提示された県間伝送路</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>接続料の根拠となるデータの提示に2か月弱を要する等、NTT東西殿からの県間伝送路に関する情報の提供が遅く、その妥当性の検証に非常に多くの時間を要している状況です。加えて、非指定設備であることから提示されたデータは限定的であり、妥当性を検証するには不十分な可能性もあります。</p> <p>PSTNマイグレーション後は、ひかり電話と接続するに当たり、NGNの県間伝送路を不可避免的に利用することになると考えられ、接続事業者が弊社同様にその妥当性の検証に時間を要する場合、接続事業者のNGNへの接続が遅延する恐れもあると考えます。そのような事態を避けるためにも、県間伝送路のコストベースでの算定は必須と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>○ POIが限定されていることもあり、地域のNGNとの接続において不可避免的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続手続について、第一種指定電気通信設備接続約款において統一的に記載すべきこととする、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>また、その接続料については、現時点では第一種指定電気通信設備接続約款記載事項とはせず、NTT東・西による適正性・公平性・透明性を確保する取組を総務省からNTT東・西に依頼し、その取組状況について注視し、見直すべき点がないか検証を行うこととなりますが、特に、PSTNマイグレーション後は、NGNがボトルネック性を有するメタル・光アクセス回線と一体設置の巨大設備となり、かつ、県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得なくなること、また、そのような状況下で、NGNの県間中継ルータ及び県間伝送路が、</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>NTT東・西の自由裁量でコスト如何に関わらず接続料を決定し得る状況では、公正競争の確保が困難なことから、当該検証にあたっては、県間中継ルータ及び県間伝送路が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に適正性・公平性・透明性が確保されている必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>○ 今後の音声サービスのIP-IP接続において集約されたPOIの設置場所（東京・大阪）以外との発着信については、NGNの県間伝送路の依存度や重要性も今まで以上に高まり、不可避免的に使用されることになるものと考えられます。従って、NGNの県間伝送路について、料金その他の提供条件の適正性、公平性や透明性等を確保するための措置を講ずる必要があると考えますので、第一次報告書（案）の考え方に賛同します。</p> <p>総務省におかれましては、今後のNTT東日本・西日本によるNGN県間伝送路の適正性・公平性・透明性を確保する取組みを注視していただき、NTT東日本・西日本による取組みが十分でない場合は、県間伝送路に第一種指定電気通信設備と同等の規律を課すように整理していただく必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション)</p>		

第2章 NGNの設備への接続ルールの適用

3. POIの増設

意見	考え方	修正の有無
意見2-3 POIの増設について	考え方2-3	
<p>○ IPoE接続については、トラヒックが少なかった接続開始時に、その構成が効率的であるとして接続事業者と合意の上、東京・大阪の2箇所にPOIを設けることとしていたものです。その後、疎通するトラヒックが増加してきたことを受けて、POI設置箇所の追加の要望をいただいたことから、要望事業者と協議を行い、来年度には、NTT東日本エリアで7箇所、NTT西日本エリアで5箇所のPOIを追加する予定としています。今後、接続事業者からPOI設置箇所の追加の要望をいただいた場合には、要望事業者と協議した上で、適切な費用を負担いただくことを前提として、検討を進めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ POIの増設については、接続事業者の要望をベースに対応される必要があるところ、これまでのところ、一定の進捗がみられているが、今後とも、増設に関する対応状況について、注視していく必要がある。</p> <p>○ なお、接続用ポートの小容量化については、考え方3-5を参照されたい。</p>	無
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>例えば、一部のISPIはPPPoE接続方式において特定の都道府県にのみ接続を行うことで、地域限定のサービスを行っているケースがあります。しかしIPoEサービスではPOIが東京および大阪のみに限定されていることから、PPPoE接続方式と同様の接続を行うことができません。また東京および大阪での接続は、不必要に全国をカバーしてしまうことや、NTT東西殿が設定した情報システム利用料や県間ネットワークのコストを不可避免的に支払わなければならないなど、PPPoEと比較して高コストで非効率です。</p> <p>今後IPoEのPOIが各県に設置され、単県POIごとに単独接続できること、県間ネットワークのコストを支払うことなく接続できること、および接続ポ-</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>トの小容量化が行われること等で、地域のISPや新規参入事業者等が利用しやすくなります。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ POI増設を促す報告案の考え方に賛同します。</p> <p>(楽天コミュニケーションズ)</p>		
<p>○ 地方にPOIが無い場合、データセンターを設置してそこにデータを置く意味が少なくなることから「総務省においては、NTT東日本、NTT西日本に対し、POI設置の要望には柔軟に対応することを要請」に賛同いたします。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>総務省殿は、本年秋に予定しているフォローアップにおいてもNTT東西殿と接続事業者の間の協議状況及び進捗状況をチェックし、仮に協議が難航するようであれば、円滑に進むような措置を講じることが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		

第3章 NGNの接続料の算定方法

1. 接続機能と費用配賦

意見	考え方	修正の有無
意見3-1 接続機能と費用配賦について	考え方3-1	
<p>○【NGNの接続料算定に用いるコストドライバについて】</p> <p>当社としては、これまでの帯域換算係数を用いたNGNの共用設備のコスト配賦方法は適切であったと考えますが、優先帯域を用いる映像系サービスが当初の想定ほど拡大せず、ベストエフォートのインターネット経由で提供されるYouTube等の映像系サービスの利用が急激に拡大しているという環境の変化等を踏まえ、次年度に適用する接続料の算定において当該帯域換算係数を用いないこととする考えです。</p> <p>NGNの共用設備のコスト配賦にあたって、トラフィック量のみをコストドライバとして用いることが適切か否かについては、当該設備に係る設備コストの発生態様の実態等の調査を踏まえて判断する必要があると考えます。その上で、トラフィック量以外でコストドライバとして用いることが適当なものがあれば、提案する考えです。</p> <p>【NGNに設定される機能について】</p> <p>本報告書案において、「従来の方法を改めて、設備ごとに適切なコストドライバを検討することが必要であり、NGNの設備については、平成20年（2008）に設定された現行の接続約款メニューに代えて、次のように接続料の単位となる「機能」を設けることと（中略）すべきである」とされており、そもそも接続機能の中には、一の設備において複数の機能が実現されるものや、一の機能が複数の設備の組み合わせによって実現されるものがあり、当該機能を単体設備ごとに分解したとしても、それらは単独では</p>	<p>○ 本報告書で述べたとおり、NGNにおいて設定すべき新機能で、共同的に用いられるものについては、接続料の算定に当たり、トラフィック量をコストドライバとすべきである。これに関し、NTT東日本・西日本から、かねてその意見で言及されていたように、トラフィック量に加えてコストドライバとして用いるべきものに関する提案があった場合には、本研究会で検討することとする。</p> <p>○ NGNの新機能が設定された後は、それら機能に係る接続料の算定が行われる際に、総務省において適正性・公平性・透明性の確保の点に留意していくことが必要である。これら接続料の算定は、第一種指定電気通信設備について独立に行われるべきものであり、この算定によって第一種指定電気通信設備以外の設備に係る接続料の水準が当然に引き上げられることにはならない。</p> <p>○ 個々の接続機能が単体では機能しないとNTT東日本・西日本が考える場合について、どの機</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>機能せず、事業者に貸し出すことはできません。したがって、今回、例えば、収容ルータに端末系ルータ交換機能、中継ルータ等に中継系ルータ交換伝送機能といった機能を設定するという提案がなされていますが、それによって新たな接続が可能となるというものではないため、単体設備ごとに一の機能を固定的・画一的に設定する見直しを行うことは適切でないと考えます。</p> <p>「NGNについて設定されるべき機能」を設ける意義が、「設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合にコストの同等性を確保することが可能となる」ことであるならば、直ちに新たな接続機能のアンバンドルを強いることをせずとも、接続料の算定根拠において設備ごとの単位コストを把握することは可能であり、それによっても十分に目的は達成できると考えます。</p> <p>仮に、現段階で具体的な要望もなく技術的・経済的に実現可能か否かが不明である「NGNについて設定されるべき機能」を直ちに提供するように求められたとしても、現時点で当該単体設備だけでは利用することができないため、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に明示する必要があります。</p> <p>なお、当社は、今後も、現行の接続機能と異なる形態での利用要望をいただいた場合には、要望事業者と協議した上で、技術的・経済的に可能であれば、適切な費用を負担いただくことを前提として、検討を進めていく考えです。</p> <p>また、既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置（IPoE接続のゲートウェイルータ等）については、個々の装置を実際に利用する事業者の要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに当該装置を</p>	<p>能をどのように組み合わせて利用するかは接続事業者の判断が基本となるものであり、これを不当に制約することがあってはならないが、接続約款上、NTT東日本・西日本がこれについて注記することはあるだろう。</p> <p>○ IPoE接続のゲートウェイルータについて、現在、網改造料として接続料が設定されているところ、本報告書でこれについて議論をしていなかったが、今般、その是非について意見が提出されており、各関係事業者の費用負担等に大きく関わるものであるので、本研究会において、今秋、その検討を行うこととする。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>設置等するものであるため、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者に負担いただくことが適切と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		
<p>○ NGNの設備について接続料の単位となる「機能」を見直すことが提言されており、図3-10にはIPoE接続のゲートウェイルータも他網接続における基本機能に分類されているように見受けられます。もしIPoE接続のゲートウェイルータを「基本的な接続機能」に見直すのであれば、その点には賛成しかねます。</p> <p>現行のPPPoE接続によるインターネット接続機能については「基本的な接続機能」という位置付けとなっており、網終端装置 (PPPoE) のコストはフレックスユーザの基本料で回収することとなっています。これにより網終端装置 (PPPoE) の増設有無は、NTT東日本・NTT西日本が基準を定めて決定する立場にあり、ISP事業者のニーズだけで増設を決定できないルールになっています。</p> <p>一方ゲートウェイルータ (IPoE接続) は、IPoE接続事業者のコスト負担により設置・増設するため、IPoE接続事業者のトラフィック予測に基づいて必要数を増設することができます。現行のゲートウェイルータ (IPoE接続) が提供するインターネット接続機能が「基本的な接続機能」となると、NTT東日本・NTT西日本のコスト負担が入ることにより、IPoE接続事業者の要求だけでは増設できないルールとなることが予想され、結果として、トラフィック増に柔軟に対応できる現行のスキームに比べると自由な増設ができなくなり、輻輳を引き起こして契約者に不利益を与えることとなります。</p> <p>(インターネットマルチフィード)</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>優先制御機能の接続料金でも議論となったように、既存事業者や大手事業者が有利にならないように算定において適正性・公平性・透明性を確保していただくよう要望します。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>現行の收容局接続機能では装置ごとの接続となっており非常に高額であることから新規参入事業者や地域事業者など多くの事業者が参入することは困難です。そのためトラフィック単位等での接続等について検討いただきたいと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ QoS換算係数、帯域換算係数によりコスト配分に不公平感があってはならず、共用的に用いられる中継ルータ、中継伝送路のルーティング伝送の機能、收容ルータの機能におけるコストドライバについては、トラフィック量とする報告案の考え方に賛同いたします。</p> <p>(楽天コミュニケーションズ)</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>現在の垂直統合型の機能区分は、同じトラフィック量で同じ設備を利用しても、利用している機能により費用が異なってしまうという問題点があります。本来の費用発生の様態に合わせ、設備ごとに対応する機能を設けることは適切と考えます。</p> <p>また、コストドライバの検討に当たっては、費用の発生態様に照らした適切なものとするべきであり、コストドライバはトラフィック量とすることが適当</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>と考えます。 (ソフトバンク)</p>		
<p>○ NGNの設備については、平成20年(2008)に設定された現行の接続約款メニューに代えて、接続料の単位となる「機能」を設け、共用的に用いられる中継ルータ・伝送路のルーティング伝送の機能や収容ルータの機能においては、トラヒック量をコストドライバとして用いることとすべき、との報告書(案)に賛同いたします。</p> <p>当該措置により、報告書(案)の記載通り、設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合にコストの同等性を確保することが可能となると考えます。</p> <p>また、トラヒック以外でコストドライバとして用いるべきものがあるのかどうか、NTT東・西から提案があった場合は、本研究会で検討することとなりますが、当該検討においては、報告書(案)の考え方である「設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合にコストの同等性を確保することが可能となる」ことが担保される必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>○ コストドライバが変更されるにあたり、非指定設備である広域ネットワーク料金が上昇する事がないよう、考慮すべきと考えます。</p> <p>(BBIX)</p>		
<p>意見3-2 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の利用を検討するために、必要な網改造料を公開情報として明記して、概算の費用を示してほしい。</p>	<p>考え方3-2</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 図3-4では、「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」の接続料が記載されています。しかし、優先パケットの機能を利用するために追加で網改造料が必要か、どのような機能の網改造料が必要なのかが記載されていません。優先パケット機能の利用を検討するために、必要な網改造料を公開情報として明記して、概算の費用を示してほしい。 (テレコムサービス協会)</p>	<p>○ 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の利用に係る網改造料は接続約款に明記されている。</p> <p>○ 網改造料は接続事業者ごとの個別管理対象設備に係るものとされ、金額は接続事業者によって異なり、あらかじめ定量的に料金額を示すことができるものではないが、その金額負担が接続事業者のサービス展開において重要であることから、その概算等を示すことについて、総務省よりNTT東日本・西日本に検討を依頼していただきたい。</p>	<p>無</p>

第3章 NGNの接続料の算定方法

2. NGNとの新しい形態の接続（接続要望への対応）

意見	考え方	修正の有無
意見3-3 NGNとの新しい形態の接続（接続要望への対応）について	考え方3-3	
<p>○ 当社は、NGNのオープン化に関して、事業者の様々な要望を踏まえ、相互接続に関しては、網終端装置のメニューのラインナップ拡充、IPoE方式の申込みに係るオペレーション改善、優先転送機能の提供、IPoE接続のPOI追加による県間伝送路自前化等の対応を実施しているほか、相互接続以外に関しても、事業者向けにカスタマイズしたサービス提供や端末の機能向上、サービスに係る運用方法の見直し、光コラボレーションモデルの提供など、様々な形でNGNの利用促進を推進してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、更なるNGNのオープン化を進めていく考えであり、事業者の要望についても、協議を通じて真摯に対応していく考えです。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	<p>○ 本研究会の検討に際して提起された接続に関する要望については、総務省及び本研究会において接続協議のフォローアップを行い、協議が円滑に進捗しない要因が仮にあれば、それへの対処について検討を行っていく。</p>	無
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>現在のNGNの利用形態をみた場合、光卸サービスは料金設定権がISP側に存在するものの、接続では料金設定権がNTT東西殿にある状況です。光卸サービスのほうが接続に比べて優位なサービス仕様となることから、現在は大手ISPを含めて多くのISPは光卸サービスを利用せざるを得ません。このように、卸が接続よりも優位である状態が続くと、接続制度の形骸化が進みます。接続によるNGN接続に関しても、光卸サービスと同様に料金設定権をISP側にするなど、卸で提供されているものは同一条件で接続でも利用可能となるよう、総務省殿において早急な検討を要望します。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>また、進捗を定期的に確認していただくことが必要ですが、その際はNTT東西殿と地域ISPの交渉力に差があることに留意して確認いただくことを要望します。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ 接続事業者からNGNとの接続要望があった際、NTT東日本・西日本にあっては、事業者間協議が長期に渡らないように配慮され、また積極的に情報開示されることを要望いたします。</p> <p>(楽天コミュニケーションズ)</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>総務省殿は、本年秋に予定しているフォローアップにおいてもNTT東西殿と接続事業者の間の協議状況及び進捗状況をチェックし、仮に協議が難航するようであれば、円滑に進むような措置を講じることが適当と考えます。NGNの機能を接続事業者が利用できず、NTT東西殿利用部門のみが利用できるということがないように、NTT東西殿利用部門と接続事業者の同等性を確保することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>意見3-4 設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになるため、「ISPが接続料を支払う形での接続」は実施すべきでない。</p>	<p>考え方3-4</p>	
<p>○ なお、「ISPが接続料を支払う形での接続」について、詳細は分かりかねますが、仮に、過去に検討された光ファイバの分岐単位接続料[※]と同様の要望であるならば、</p> <p>①接続事業者の設備を経由しない網内折り返し通信は接続機能とならないところ、当社光サービスにおいて網内折り返し通信のみを規制する</p>	<p>○ 接続事業者が接続料を支払う形態での接続について、接続料等の設定が適正であるかの議論は必要だが、設備投資インセンティブを損なうものとして一律に実現可能性を排除する考え方は、適当ではない。本件要望についても、</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ことは困難であること</p> <p>②当社光サービスでは、複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者向けに接続先を限定できないこと</p> <p>から、その要望を実現することは技術的・経済的に困難であると考えます。</p> <p>また、「ISPが接続料を支払う形での接続」が光ファイバの分岐単位接続料※と同様のものとして実現された場合、投資リスクを負いながら事業展開する当社や他の設備構築事業者にとって、投資リスクを負わないだけでなくユーザを獲得するリスクさえ軽減されるアンバンドル機能利用事業者との間で負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになるため、このような観点でも「ISPが接続料を支払う形での接続」は実施すべきでないと考えます。</p> <p>※情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)における「Bフレッツに係る機能を接続料化する案」。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>これに応じた接続協議は必要であり、本報告書でも述べたとおり、他の要望に関するものと同様、フォローアップを行っていく必要がある。</p>	
<p>○ ISPが接続料を支払う形での接続というのが「光サービス卸と同等の機能のアンバンドル」を意味するのであれば、過去にも議論されてきた分岐端末回線単位の接続料設定が想起されるところであり、これはコストをNTT東西殿に付け替えることに他なりません。</p> <p>このようなことが実現してしまうと、設備を借りるだけの事業者だけが一方的に有利となり、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた事業者を排除することになりかねません。</p>		

意見	考え方	修正の有無
その結果、設備投資インセンティブが失われ、サービス競争が起これなくなり、利用者利便を大きく損ねるものと考えます。 (ケイ・オプティコム)		

第3章 NGNの接続料の算定方法

3. ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化

意見	考え方	修正の有無
意見3-5 ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化について	考え方3-5	
<p>○ IPoE接続に係るゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化については、同一装置に大容量と小容量のポートが混在した場合には装置の利用効率が低下するという課題が生じることから、まずは、当社として、既存VNE事業者と小容量化を要望する事業者の双方の意見を伺っていく考えです。</p> <p>音声通信のIP-IP接続については、IP-IP接続の接続方法に係る技術的検討や、POIビルにおける設備構成や保守運用等に係る技術的検討、IP-IP接続に係る精算方法（呼毎精算とするかポート毎精算とするか等）に係る検討に関し、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」において、事業者間で協議を行っているところです。</p> <p>事業者間協議を踏まえると、音声通信のIP-IP接続が開始されるのは、2021年以降となる見込みであり、現時点においては、実際にどの程度の容量のポートが必要になるか等が明らかになっていないため、今後、音声通信のIP-IP接続に係る事業者間の検討・整理の状況も踏まえ、音声通信のIP-IP接続に係るゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化の料金メニューの設定について検討を進める考えです。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	<p>○ IPoE接続のゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化については、装置の利用効率を大きく低下させない配慮は否定しないが、多様な事業者の参入機会を保障し、最終的な全体の最適化につながる市場競争を促すものとして、重要である。効率的なサービス提供の上でVNE事業者の役割は重要であるが、そうではあっても、VNE事業者からの卸役務提供によらない参入機会を設けることにより、他事業者のネットワーク構成の自由度を高め、また、他事業者の市場参入機会を確保することが重要であることに変わりはない。</p> <p>○ 音声通信のIP-IP接続については、接続事業者の需要動向を考慮して、接続用ポートの小容量化が進められる必要がある。</p> <p>○ 本件に関しては、NTT東日本・西日本における検討状況について、総務省で報告を求め、フォローアップをしていく必要がある。</p> <p>○ なお、IPoE接続のゲートウェイルータの網使用料化の議論については、考え方3-1を参照</p>	無
<p>○ ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化については、これを実現することによる設備利用効率が低下、引いてはVNE接続方式全体のコストアップとなることが懸念されます。また、「100Mbps」のメニューにおいては一般</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>的なインターネットユーザが平均して約 300kbpsのトラフィック量である現状において 300加入者程度しか収容できず、「1Gbps」のメニューにおいても 3,000加入者程度しか収容できません。このような小容量化インタフェースに対して何らかの要因による過大なトラフィックの溢れが発生した場合に、大容量インタフェースに悪影響を与えることが懸念されます。</p> <p>そもそも、IPoE方式においては、当初よりVNEからISPへの卸提供を行うことを前提として構築された方式であり、当社も既に多くのISP様とご契約いただき利用が進んでいる状況にあります。については、小容量を希望される事業者についてはVNEを利用いただき、IPoE方式全体の設備効率を下げないことがNGNの全体のコスト面および品質面で最適化につながるものと考えます。</p> <p>(日本ネットワークイネイブラー)</p>	<p>されたい。</p>	
<p>○ IPoE接続するゲートウェイルータの接続用ポート容量は効率的なNW構築の観点から設計されていますが、小容量化は効率化に逆行し既存の100Gインターフェースや10Gインターフェースを含めNW全体の性能比でのコスト増につながると考えます。</p> <p>インターネットトラフィックが継続的に増大している状況を鑑みると、このことはエンドユーザサービス品質の低下あるいは利用料負担の増大につながる可能性を含んでおり、弊社としては接続用ポートの小容量化には反対の立場を取りたいと考えます。</p> <p>(朝日ネット)</p>		
<p>○ 本報告書案に反対いたします。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>小容量化実現により設備効率が低下し、ひいてはVNE接続方式全体のコストアップにつながる懸念があります。</p> <p>接続事業者全体が利用しやすい方式と料金での提供ができるようご検討をお願い致します。</p> <p>現在のFTTH会員の最繁時間帯の平均帯域は400kbps超であり、直近2～3年の会員当りトラヒックの伸びが年間50%であること、この傾向はコンテンツのリッチ化、動画の多用化が今後も進み、継続することが想定されることから、2年後には会員当り1Mbpsクラスの帯域確保が求められてくるものと考えます。このような環境に置きまして、100Mbps、1Gbpsと言った小容量のインタフェースでは、回線当り100～1000名の収容しかできず、数年の内に容量不足となるため、提供されても使われないことを懸念します。</p> <p>(ビッグロープ)</p>		
<p>○ ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化には賛同致しかねます。</p> <p>小容量化による既存のVNE事業者に対する網改造料追加費用負担、及び、ゲートウェイルータ利用効率低下については容認する事は出来ません。</p> <p>加えて既存のVNE事業者の事業領域に影響が無いよう考慮すべきと考えます。</p> <p>また、網使用料化については、PPPoE網終端装置の増設同様、トラヒックベースでの増設が出来なくなった場合のユーザへの不利益を考慮すべきと考えます。その上で、ゲートウェイルータのVNE事業者費用負担の軽減には賛同致します。</p> <p>なお、網使用料化によって既存VNE事業者が今まで網改造料により負担してきた費用に対する不公平感を拭えません。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>(BBIX)</p> <p>○ IPoE接続のゲートウェイルータに小容量の接続用ポート(1Gbpsや100Mbpsといったメニュー)を新たに設けると、同ルータに大容量の接続ポートを設けられる数が減少するとともに、物理的な制限から1スロットあたりに収容して処理できるトラフィック量も減少し、ゲートウェイルータ1台当たりで処理できるトラフィック量も少なくなります。これにより、ゲートウェイルータの追加サイクルが早まることが容易に想定され、単位トラフィック量当たりの処理コストが現状よりも確実に増加します。このことは、IPoE接続事業者が負担するコストを増加させることになるとともに、IPoE接続事業者が提供する接続サービスを利用するISP事業者が負担するコストも増加させることにつながります。</p> <p>またNTT東日本・NTT西日本に支払う接続料において、トラフィックや契約数に依存しない共通的なものについては、大容量の接続用ポートで接続するIPoE接続事業者と小容量の接続用ポートで接続するIPoE接続事業者の間で負担するコストは変わらないと推定され、少数の大容量の接続用ポートで接続するIPoE接続事業者が多数の小規模なISP事業者に提供する現スキームよりも、小容量の接続用ポートを利用して多数の小規模なISP事業者がIPoE接続事業者として接続サービスを提供する新スキームの方が、小規模なISP事業者にとっては負担するコストが大きくなることが想定されます。</p> <p>従って、IPoE接続のゲートウェイルータに小容量の接続用ポートを設ける必要はないと考えます。</p> <p>(インターネットマルチフィード)</p>		
<p>○ ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化には懸念があります。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ゲートウェイルータの接続用ポートの提供においては、これまでネットワークの効率化の観点からポート容量が10Gインターフェイスと100Gインターフェイスに決められておりました。</p> <p>小容量化は選択肢を増やす一方で、既存の100Gインターフェイスや10Gインターフェイスの機器収容効率を下げることになり、実質上コストアップにつながるおそれがあります。結果として接続費用単価の上昇を招き、エンドユーザへ影響を及ぼすことを懸念しております。このように、既存VNE事業者の接続費用やビジネスに影響がないように配慮いただく必要があります。</p> <p>また、昨今の1ユーザあたりのダウンロードトラフィック上昇の高まりや、PPPoE網終端装置をボトルネックとした品質低下を鑑みますと、IPoEに対しては品質面での期待が高まっていくと認識しています。その中で、ゲートウェイルータを含めたシステム全体で小容量ポートというボトルネックが“ない”ことはIPoEというサービス全体の信頼感を高め、ブランド価値を醸成する側面があるものと思料します。こうした今後のVNE事業のあり方にも配慮をしていただきたく思います。</p> <p>(フリービット)</p>		
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」でも議論されたとおり、PSTNが廃止される昨今においてNGNの重要性はインターネット接続の上だけでなく今後ますます高まることから、多様な事業者がNGNに容易に接続可能であることは、日本のインターネットだけでなくICT産業全体をみて重要であることは明白です。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>特にIPoE接続に関しては、NGNにおけるIPoE接続可能事業者数の増加に伴い、当初の3事業者による代表接続方式が必須でなくなり、VNEでなく個社ごとに接続しているケースが現れている状況や、地域限定サービスなどの多様なニーズに合わせた接続が必要となってきたこと、また、本来ISPにネットワークを提供することを目的としてVNE制度が取り入れられたにもかかわらず他社にネットワークを提供していないVNEがありISPの選択肢が当初の想定より限られている部分があるなどから、より柔軟な接続形態、より低廉な接続料等の施策によって新規接続しやすい環境を整備することが必要です。これにより、VNE間の競争の促進や、接続事業者の選択肢が広がることから、NGNの多様な利活用が期待されます。そのためには、IPoE接続ポートの小容量化、IPoEの全県で単県POIの創設、広域ネットワークの低廉化、およびIPoE用ゲートウェイルータの網使用料化、情報システムの網使用料化等、ISP目線でPPPoE接続と同等の接続環境が必要です。</p> <p>NTT東西殿より「IPoE 接続用ポートの小容量化については、現在 NGN と接続し、ISP 事業者等に小容量の接続を仲介して提供している VNE事業者のビジネスへの影響にも留意すべきと考えます。」とのご意見がありましたが、先に述べた通り、他グループのISPに対してネットワークを提供していないVNE（VNEの接続性を独占しているVNE）が存在することや、IPoE接続可能事業者数の増加等、VNEの議論が行われた時点とは前提になる環境が変わっていることから、既存のVNE事業者の既得権益を維持する考え方ではなく、地域のISPを含む多くの事業者が容易に選択・参入できるような環境を作るべきであり、IPoE接続の接続料化や接続料の低廉化等によって接続事業者数の更なる拡大を図っていくべきです。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>なお、そもそもIPoE接続ポートの小容量化や単県P0Iの設置の問題で表面化している最大の問題は、IPoE接続に関してはその協議や仕様までもがクローズドな議論で行われていることです。IPoE方式（NGN接続方式4）の接続条件等の具体的な仕様等の議論はNTT東西殿とVNE3社によるクローズドな議論で決定され、現時点においてもその接続仕様がオープンになっていないことから他のISPが意見を述べることはできません。クローズドな場で、特定の事業者のみで決められた仕様はその後長期間にわたって他が参入しにくい状況を生み、公正競争環境の整備の観点でも課題を生みやすいことから、今後は網間接続に関する仕様は公開し、オープンに議論することを要望します。</p> <p>（日本インターネットプロバイダー協会）</p>		
<p>○ 接続事業者としては、NGNの機能アンバンドルによる新サービス、IP-IP接続を行っていくためにGWルータとの接続は欠かせないものと考えられますが、小規模事業者への負担が考慮された小容量化の料金を設けることを適当とする報告案の考え方に賛同いたします。</p> <p>（楽天コミュニケーションズ）</p>		
<p>○ ゲートウェイルータの小容量化が実現しなければ、各事業者がNTT東西殿の光IP電話及びメタルIP電話とIP-IP接続する場合において、小トラフィックの事業者に過剰な接続料の負担を強いるおそれがあります。</p> <p>そのため、「接続約款にゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化の料金メニュー（例えば、「1 Gbps」や「100Mbps」といったメニュー。）を設けることが適当」とする研究会の考えに賛同します。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 今後の音声サービスのIP-IP接続において、既存ゲートウェイルータ（10Gbps）のポート接続は、当社や中小規模の接続事業者にとって過剰設備になる可能性が高いことから、100Mbpsや1Gbpsのような低品目のポート接続のメニュー設定が必要と考えますので、報告書（案）の考え方に賛同します。ただし、仮に低品目のポート接続メニューの追加設定がコスト面や技術面から難しい場合には、中小規模の接続事業者における接続料の負担が過度なものとならないよう、当該ポートに係る接続料をトラフィック量等に応じて設定する必要があると考えます。</p> <p>（中部テレコミュニケーション）</p>		

第3章 NGNの接続料の算定方法

4. 網終端装置の増設基準

意見	考え方	修正の有無
<p>意見3-6 網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設の考え方、手続、提供メニュー・増設基準等については、ISP事業者と十分協議（団体交渉を含む）できるようにすると共に、その基本的部分を接続約款に規定し、公平性や透明性を確保することが必要。</p>	<p>考え方3-6</p>	
<p>○ 本報告書案に賛同します。</p> <p>NTT東西殿が設置した網終端装置は、複数ユーザのトラフィックが收容されている装置ですが、現在Eメールも受信できないほどのひどい輻輳が日々発生しています。ISPはユーザから日々多くのヘビークレームを受けていることから、NTT東西殿に対し、NGN内部に設置される網終端装置の増強を要請しているものの、NTT東西殿は「網終端装置に收容されるユーザ（セッション）数がNTT殿の基準を満たしていない」との理由で網終端装置の増設に応じてくれません。</p> <p>NTT東西殿はクレームをしてきたエンドユーザに対しては「ISPの問題」と説明しながら、ISPのネットワーク品質改善に対する要望に応じてくれないことから、ISPはネットワーク品質改善に向けてなんら対応ができず、ユーザのネットワーク環境は一向に改善しない状況です。網終端装置の收容ユーザ数等の仕様は現状のインターネット利用環境と大きく乖離していることは明らかであることから、NTT東西殿は、IPoE接続と同様に設備増強ポリシーをトラフィックベースに変更することや、設備増設タイミングを柔軟化（例えば、接続ポート帯域の50%超で設備増設可等）する等、速やかにポリ</p>	<p>○ 網終端装置の輻輳は、通信の疎通を確保するため早期の解消が必要であり、十分な事業者間協議と網終端装置の増設の考え方等の公平性や透明性の確保をNTT東日本・西日本で進めると共に、総務省においても、そのフォローアップを進めていく必要がある。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本とISPの間に情報や交渉力の格差があることを踏まえ、NTT東日本・西日本から周知事項がある場合は、関係団体にも情報提供されることが望ましく、そういった情報提供を望む関係団体に情報提供することをNTT東日本・西日本に対する総務省からの依頼の中で言及することが適当である。</p> <p>○ これに関して、NTT東日本・西日本からISPに対して、総務省への意見提出の有無や意見の発言を確認することは、意見提出の不当な抑制に</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>シーの見直しを行い、NGNのネットワーク品質の改善を図り、利用者利便を向上させて頂くよう要望します。</p> <p>網終端装置等に関する周知事項について、NTT東西殿から当協会等への説明や連絡等はなく、当然当協会は会員に対し周知することができませんでした。今後、NTT東西殿は公平性・透明性確保の観点からもこれらの周知事項についてはすべて協会宛に連絡頂くことを要望します。</p> <p>また、本研究会で明らかになった大きな問題は、NTT西日本殿が特定の網終端装置について、一部の接続事業者のみに卸として提供されていたことです。</p> <p>光コラボレーション（卸）モデルの議論では、NTT東西殿の意向によって特定の者のみに特定の条件で提供することが可能となる懸念が議論されましたが、今回これらの懸念が本件で現実となっています。実際にNTT西日本殿による網終端装置の卸提供の事実は、一部の事業者のみに提案されていたため、多くの会員は本研究会で議論されるまでそのプランの存在自体をも知ることができませんでした。</p> <p>また、NTT東西殿との交渉力の違いから、NTT東西殿との卸取引のウェイトが高くなればなるほど、接続事業者は接続制度に関して意見を表明することが困難になってきています。実際に、先の意見募集に際してもNTT 殿より会員に対し意見提出や議論の場等での発言に関して確認があったことから、多くの会員は光卸サービスのNTT東西間の個別契約への影響を懸念し（萎縮効果が働き）、個別の意見提出を見送ったり、当協会内議論にNTT東西が参加される場合に自社の社員の派遣を見送ったりする事例がでています。</p>	<p>繋がる場合には、適切でない。</p> <p>○ なお、卸役務の提供では、不当な差別的取扱いがなされることがないように、役務の提供事業者の取組が求められるところであり、総務省においても状況を注視していく必要がある。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>これらの状況はこれまで総務省殿や事業者による長年の議論で培ってきた接続制度による競争担保の仕組みが形骸化してきていると言わざるを得ません。今後、卸は同条件で接続を開放することを原則とするなど、総務省殿におかれては接続制度によるNTT東西殿の適正性・透明性・公平性の担保に向けてより一層の対応をしていただきたいと考えます。</p> <p>なお、今回の研究会で、NDAによる議論の弊害について議論していただき、協会内での会員間の情報共有、議論および団体交渉が可能であると判断頂いたことに対して感謝申し上げます。今後も当協会はインターネットや通信の健全で多様な発展のために政策提言やユーザへの情報提供等を積極的に行ってまいります。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ 報告書案に賛同いたします。</p> <p>新メニュー等の情報展開について事業者間で差が付かない様、提供情報の公平性（内容・時期）を引き続き確保して頂く事を希望致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス)</p>		
<p>○ 網終端装置の仕様についてはトラヒック傾向に応じた見直しを行う必要があるとし、また基本的部分を接続約款に規定するという報告案の考え方に賛同いたします。</p> <p>(楽天コミュニケーションズ)</p>		
<p>○ 総務省殿は、本年秋に予定しているフォローアップにおいてもNTT東西殿と接続事業者の間の協議状況及び進捗状況をチェックし、仮に協議が難航しているようであれば、円滑に進むような措置を講じることが適当と考えます。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>また、NTT東西殿が4月12日の第2回ヒアリングでも述べたとおり、ユーザあたりトラフィックが急激に増加している中、そもそも、増設の基準をセッション数としているのが現状にそぐわないため、増設の基準をトラフィックへと変更すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>○ 網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設の考え方、手続、提供メニュー・増設基準等については、ISP事業者と十分協議（団体交渉を含む）できるようにすると共に、その基本的部分を接続約款に規定し、公平性や透明性を確保することが必要である、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>今後、時代の流れに見合った提供メニュー・増設基準等を検討するにあたっては、報告書（案）の主な意見に記載のある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増設基準をセッション数からトラフィックベースに見直す要望 ・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望 ・1Gbps以上の網終端装置の新設の要望 ・網終端装置を自由に増設できる接続約款メニューの要望 <p>といったISP事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p>また、接続約款に規定する網終端装置の増設の考え方、手続、提供メニュー・増設基準等については、ISP事業者と十分な協議を行い、その内容の妥当性・適正性等が確保されていることが必要であり、必要に応じて、本研究会でフォローアップ等を行う必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 網終端装置の増設基準については、インターネット利用状況を鑑みた柔軟な対応をしていただくことが望ましいと考えます。</p> <p>例えば、網終端装置を自由に増設できる接続約款メニューについては、事業者の過度の負担にならぬよう、検討していただくことを要望します。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ)</p>		
<p>意見3-7 今後も、網終端装置の新たな接続メニューを提供する場合には、ホームページにおいて情報開示していくことで、情報開示の公平性や透明性を確保していく。</p> <p>網終端装置の接続メニューについて、今後は、増設に係る費用（網終端装置本体に係るものを含む。）を接続事業者個別に負担いただくことを前提に、接続事業者が自由に増設できる接続メニューを設定する方向で検討を進める。</p>	考え方3-7	
<p>○ 当社は網終端装置の提供メニューについて、これまで新たな接続メニューを提供する場合には、その都度、接続事業者向けホームページに具体的な提供条件等を掲載するとともに、当該ホームページの情報に更新があった旨を全協定事業者に対してメール周知する等、情報開示の公平性や透明性に配慮した対応を行ってまいりました。</p> <p>さらに、当社は、周知内容が十分に認知されていなかった実態があったという指摘を踏まえ、6月26日に、網終端装置に係る増設基準や費用負担額を含めた情報を一覧表形式で開示するとともに、一覧表から過去の周知資料が検索できるようにする等の対応を行いました。当社としては、今後も当該ホームページにおける情報開示内容の充実を図っていく考えです。</p> <p>また、当社としては、今後も、網終端装置の新たな接続メニューを提供す</p>	<p>○ 接続事業者への情報提供について、本研究会での議論を踏まえ、NTT東日本・西日本において自主的に改善が行われてきていることを評価する。引き続き、接続事業者に対する適切な情報提供の確保のための取組みが進められることを期待。</p> <p>○ 網終端装置の増設に関する検討状況については、本研究会でも注視していく。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>る場合には、当該ホームページにおいて情報開示していくことで、情報開示の公平性や透明性を確保していく考えですので、接続事業者においても当該ホームページを確実に閲覧いただくようお願いします。</p> <p>なお、当社は、網終端装置の接続メニューについて、大容量化や増設基準のセッション数の柔軟化等、メニューの多様化を図ってきたところですが、今後は、増設に係る費用（網終端装置本体に係るものを含む。）を接続業者に個別に負担いただくことを前提に、接続事業者が自由に増設できる接続メニューを設定する方向で検討を進めています。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		

第4章 NGNのネットワーク管理

意見	考え方	修正の有無
意見4-1 NGNのネットワーク管理について	考え方4-1	
<p>○ 当社が優先転送機能の利用に係るネットワーク管理方針を定めるにあたっては、様々な通信サービスをお客様に安定的に提供する等の観点から、当社のサービス提供や設備保守運用に係るポリシーを踏まえたものとする必要があります。</p> <p>具体的には、通信帯域や収容ルータの処理能力といったネットワークリソースの範囲内での利用とすることから、以下のような条件を設定する必要があります。</p> <p>① 受付制御を行わない優先パケットが増えた場合、他のサービスや他のお客様の通信帯域が不足するため、優先転送機能の利用にあたっては回線数や上限帯域等に一定の条件が必要</p> <p>② 収容ルータへの優先パケット識別の設定数が増えた場合、収容ルータに関する通信障害からの回復時間が長時間化するため、優先転送機能の利用にあたっては当該設定数等に一定の条件が必要</p> <p>今後、当社において、円滑なネットワーク管理・設備保守運用を意識しつつ、優先転送機能の利用に係るネットワーク管理方針について、具体的に検討していく考えです。</p> <p>なお、ネットワーク管理方針については、ユーザやトラヒックの増加、技術の発展、ネットワークの高度化等に合わせて、当社の判断により、ユーザ利便向上の観点から柔軟かつ機動的に見直していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NGNにおける通信の疎通、サービスの提供の安定性確保のため、NTT東日本・西日本によるネットワーク管理は確実に行われる必要があるが、同時に、これが公平で透明に行われる必要があるため、本報告書では、総務省がその基本的な原則を示した上で、それに則した形で、NTT東日本・西日本がネットワーク管理方針を接続約款に規定することとし、その際に、関係者に意見表明の機会を与えることを提言している。</p> <p>ここでは、認可申請のプロセスがあるので、その中で、このネットワーク管理方針の考え方が、申請者において十分に説明される必要がある。</p> <p>○ これにより、ネットワーク管理方針の策定・変更について、手続的な担保は得られることとなるが、意見で指摘されているように、その運用についても適正性や予見可能性が担保される必要がある。これについては、運用状況について、総務省が報告を受けることとし、また、関係者からの意見表明の機会が与えられるようにすること等が考えられるが、その詳細は、</p>	無
○ 本報告書案に賛同します。		

意見	考え方	修正の有無
<p>NGNIにはそのネットワーク容量が存在することからそのネットワーク資源の有効かつ効率的な利用を目的とした管理が行われることについては理解します。しかしながら、ネットワークの管理において特定の者（NTT東西殿利用部門含む）を優遇することや、利用の形態によって接続の可否やネットワーク設備の増設等を決めることがあってはならないことから、これらNTT東西殿の恣意性を排除する仕組みが必要です。</p> <p>これらの担保においては、報告書で述べられている通り、接続事業者が検証可能なように根拠を明らかにした上での管理基準の策定・公開とともに、プロセスの透明化が求められます。今後、公平で実効性のある基準が総務省殿の中で議論されることを要望します。</p> <p>また、これまでもNTT東西殿は自らのユーザーニーズに応じて設備増強を行ってきており、その一部コストは接続料によって回収されています。そのことから接続事業者の新たなニーズについても、これが排除されず、NTT東西殿利用部門と同様に公平且つ適切な設備増強が行われることが必要です。</p> <p>（日本インターネットプロバイダー協会）</p>	<p>実際のネットワーク管理方針の内容が見えてきた段階で決めていく必要がある。</p> <p>○ したがって、ネットワーク管理方針の運用に関するフォローアップについて、総務省において、時宜を失することなく検討していくことを当研究会としては求めることとする。</p>	
<p>○ 研究会の考え方に賛同します。</p> <p>（日本ネットワークイネイブラー）</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>優先パケットの利用可否がNTT東西殿の裁量に委ねられることで、接続事業者の優先パケット利用が妨げられ、同等性が確保されないことのないようにする必要がありますと考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ インターネット接続サービスのようなオープンなサービスを含め、特定のコンテンツ、アプリケーション、サービス等を伝送品質の面で優遇することによる不当な差別的取扱いが行われないよう、NTT東・西において適切なネットワーク管理方針を定め、これを公表する必要がある、この方針については、関係事業者等に意見表明の機会を与え、また、量的規制の根拠の透明性を含めた方針の適正性と実効性を担保する手続が必要である、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>（KDDI）</p>		
<p>○ ネットワーク管理の公平性、適正性を確保するため、NTT東・西は次の原則の下でネットワーク管理方針を接続約款に規定することとするのが適当であり、総務省においてはこれを制度的に担保する必要がある、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の利用部門と接続事業者の同等性の確保 ・ 接続事業者間の同等性の確保 ・ 利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で不当な差別的取扱いを行うものではないこと ・ 通信の秘密を遵守すること <p>（KDDI）</p>		
<p>○ 「第4章 NGNのネットワーク管理」に記載されている考え方（p.37以降）については妥当であり、基本的なアプローチについては大いに賛同します。</p> <p>ただし、実際の運用においては「ネットワーク管理方針」の具体的な解釈がケース毎に十分統一されない可能性があり、その場合、ネットワーク運営面および利用面における不確実が増す虞があります。管理方針を詳細に記</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>述するという対処も考えられますが、その場合、技術進歩やサービス開発の速度を考えると、管理方針の頻繁な見直しが不可欠となり、市場参加者が直面する不確実性は別の形で残存します。</p> <p>NGNはわが国におけるOTTサービスの展開において不可欠なインフラであることを考慮すると、そういった不確実性が、とりわけ「利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の中で不当な差別的取扱いを行うものではないこと」に関する不確実性がOTT事業者の投資や研究開発に対する意欲にマイナスの影響を及ぼさないように十分に配慮しておく必要があります。</p> <p>その観点からは、NGNのネットワーク管理方針自体の透明性に加えて、それを総務省が評価するプロセス自体の透明性を確保し、市場参加者にとっての予見可能性を改善する方策を組み込んでおくことが望ましいと考えます。そのため、「総務省においてこれを制度的に担保」(p. 38)するシステムにおいて、単なるパブコメを超え、最終消費者やOTT事業者を含むマルチステークホルダーの関与を許容し、市場環境の不確実性を減少させる要素を加味することを検討する余地があると思います。</p> <p>(個人)</p>		
<p>意見 4-2 NTT東日本・西日本の管理部門が接続事業者から優先パケットの利用に関し情報を求める範囲は、適切なネットワーク管理を行うために必要な範囲に限られるべきであり、その範囲の考え方及び当該情報を求める手続についても接続約款に規定し、NTT東日本・西日本の管理部門と利用部門との間で情報遮断が必要。</p>	<p>考え方 4-2</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ NTT東西の管理部門が接続事業者から優先パケットの利用に関し情報を求める範囲は、適切なネットワーク管理を行うために必要な範囲に限られるべきであり、その範囲の考え方及び当該情報を求める手続についても接続約款に規定し、NTT東・西の管理部門と利用部門との間で情報遮断が必要、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>○ NTT東日本・西日本がネットワーク管理の必要から接続事業者から情報を求める考え方や手続については、本報告書で述べたとおり、接続約款の制度の中でその適正性を担保していく必要がある。また、情報管理の厳正性の確保も重要であり、これについて、総務省よりNTT東日本・西日本に求めることとされたい。</p>	無
<p>○ 一次報告書（案）に賛同します。</p> <p>また、従来のPSTN網でNTT東日本・西日本が相互接続に関連し知り得た情報を接続の業務の用に供する目的以外に利用しないよう、NTT東日本・西日本の管理部門と利用部門との間で情報遮断を講じられているものについては、今後の音声サービスのIP-IP接続においても引き続き情報遮断を講ずる必要があると考えます。</p> <p>（中部テレコミュニケーション）</p>		
<p>意見 4-3 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能が、利用促進され広く活用されるように、スモールスタートの事業者にとっても、利用しやすい制度と料金で提供されるようなスキームの検討、調整・整備が必要。</p>	考え方 4-3	
<p>○ 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされ、データ通信でも活用できるようになることは歓迎します。</p> <p>本機能が、利用促進され広く活用されるように、スモールスタートの事業者にとっても、利用しやすい制度と料金で提供されるようなスキームの検討、調整・整備が必要と考えます。たとえば接続料についても、予測需要に応じて負担額を決めて後で精算するのではなく、月ごとの実績に応じて支払</p>	<p>○ 優先パケットルーティング伝送機能については、本報告書では、中継系ルータ交換伝送機能への拡大を提言しているところだが、これを含めたNGNの新機能や優先パケット識別機能については、接続事業者の利用の便も考慮しつつ、可能な範囲で支払いやすい方法が検討され</p>	無

意見	考え方	修正の有無
う方式なども検討してほしい。 (テレコムサービス協会)	る必要がある。	

第5章 加入光ファイバの接続料の算定方法

1. 加入光ファイバの耐用年数

意見	考え方	修正の有無
意見5-1 加入光ファイバの耐用年数について	考え方5-1	
<p>○ 耐用年数の見直しは、財務会計の適正化の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施すべきものではないと考えます。</p> <p>その上で、平成29年2月末に公表したとおり、光ファイバケーブルの耐用年数については、固定資産データを用いた撤去法等による推計のみならず、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針※に基づき、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも検証を行った結果、当社として現時点で直ちに見直しが必要な状況には至っていないと判断しました。</p> <p>しかしながら、現行の経済的耐用年数が、今後、例えば光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法による耐用年数の推計結果の範囲内に収まらなくなった場合等には、光ファイバケーブルに関する市場環境や陳腐化リスク、使用実態等の変化を踏まえた検証等を行った上で、適時適切に見直しを実施する考えです。</p> <p>※監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（平成24年2月14日）</p> <p>3. 耐用年数の決定と変更 ～中略～</p> <p>12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。</p> <p>13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない</p>	<p>○ 財務会計の適正化の観点からも接続会計の適正化の観点からも、減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている中では、耐用年数を設備の利用実態を適正に反映させるよう、適時適切に見直していく必要があり、これに早急に着手していく必要がある。</p> <p>○ 本報告書記載のとおり、検証に用いられた7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これらすべてを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えないため、耐用年数の推計方法の検討及び見直しに向けた対応の早期実施について、更に、本研究会において、NTT側より聴取し、検討を行う。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ NTT東西殿により示された「耐用年数の見直しは、財務会計の適正化の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施すべきでない」という意見について、賛同いたします。</p> <p>なお、一般的に情報通信分野の変化は早く、将来に関する不確実性の高い分野とも考えられることから、耐用年数の見直しの検討にあたっては、特に以下の点に配慮し、慎重に進めていくことが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ FTTHサービスの需要に飽和傾向がみられること ➢ 超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無の判断が困難であること <p>(ケイ・オプティコム)</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。加入光ファイバは、10年程度耐用年数が見直されておらず、直近の実績を用いた推計結果も確実に伸長していること及び会計における継続性の原則の観点からすれば、NTT東西殿の「直ちに見直しが必要な状況には至っていない」判断とはなり得ず、少なくとも2008年時の方法で推計した結果を採用し、直ちに耐用年数を見直すことが自然であると考えます。</p> <p>NTT東西殿は現行の耐用年数が7つの関数を用いた推計結果の幅に収まっていることから、耐用年数の見直しを見送っていますが、報告書にも示されている通り、「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これらすべてを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとするものの妥当性のいずれについても、十</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>分説明がなされているとは言えない」ため、NTT東西殿におかれましては、透明性に配慮し、検証に用いたデータ及び推計方法の妥当性を可能な限り事業者にも提示しながら推計方法の妥当性についてご説明いただいた上で、適正な耐用年数の設定について検討を進めていくことが望ましく、本年秋に予定しているフォローアップにて耐用年数の早期見直しを実現すべきです。</p> <p>また、光ファイバの耐用年数は今後も実績が積み重なっていくほど伸びていくことが想定されるため、将来原価接続料算定のタイミング等、定期的に短い期間で耐用年数の見直しを実施する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>光ファイバはメタル回線と比較して新しい回線であり、耐久性に優れ、今後の利用を促進していく必要がある設備であることから、これらの設備の料金は可能な限り短い間隔で更新されるべきものと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ 加入光ファイバの耐用年数の見直しについて、NTT東・西は、現行の経済的耐用年数が、7つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていない」としているが、7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされていないので、本研究会にて経済的耐用年数の推計方法について検討を行い、耐用年数の見直しに向けた対応を早期に実施する必要がある、との報告書（案）に賛同いたします。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>加入光ファイバの耐用年数については、平成20年度（2008）に現行の耐用年数に見直してから既に10年近くが経過しており、NTT東・西の検証結果（光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しに係る検討結果（平成29年2月28日））によれば、2008年度の見直し時と同じ確率分布関数の平均値による推計結果では、架空19.3年、地下26.4年に延びており、撤去法による推計結果においても、経済的耐用年数は毎年確実に伸長していることから、早期の見直しが必要です。</p> <p>また、早期見直しを実施した後については、報告書（案）の記載の通り、経済的耐用年数は可能な限り最新のデータに基づき更新することが望ましいことから、接続料申請毎（将来原価方式での接続料算定期間における接続料の変更認可申請を除く）又は定期的な間隔で見直しを実施することが必要だと考えます。</p> <p>なお、接続料申請毎又は定期的な間隔で見直す場合は、見直しの間隔が大凡3～5年毎になることから、NTT東・西の調査で過度な負担が生じることはないものと考えます。</p> <p>（KDDI）</p>		

第5章 加入光ファイバの接続料の算定方法

2. 分岐端末回線の費用

意見	考え方	修正の有無
意見5-2 利用者解約後に回線撤去する場合の課題について	考え方5-2	
<p>○ 利用者解約後の分岐端末回線の撤去について、KDDI 殿から「接続事業者は、回線撤去したくても、利用者解約後の元のKDDI 殿の利用者に連絡を取ることが難しい」として、設備設置事業者である当社から元の利用者に連絡を取り、回線撤去できる手続を設定するよう要望されています。</p> <p>しかしながら、当社が保有している情報は、設備管理のための回線設置場所住所情報のみであり、しかも、当該情報は申込受付システムにてKDDI 殿も把握可能です。</p> <p>したがって、当社であるかKDDI 殿であるかに関わらず、回線撤去を行うためには、設置場所住所を訪問すること等により、お客様に回線撤去の確認を行う必要があります。</p> <p>以上のとおり、当社が対応できることは、KDDI 殿においても対応いただくことが可能であることに加えて、当該お客様はKDDI 殿のサービスの利用者であったことを踏まえると、当該お客様への対応は、KDDI 殿が実施された方がお客様も自然に受け止められるものと考えます。</p> <p>しかしながら、当社としては、KDDI 殿の要望を踏まえ、お客様への確認等に要する費用をビジネスベースで適切に負担いただけることを前提に、当社がお客様への確認を行うことについて協議を進めているところです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 利用者解約後の分岐端末回線の撤去については、本報告書で述べたとおり、総務省においてNTT東日本・西日本より報告を受け、その検証を行うこととするのが適当である。</p>	無
<p>○ 利用者解約後の分岐端末回線の接続料負担について、接続事業者が利用者解約時に回線撤去をNTT東・西へ申し出なかった場合、利用者解約後も接続</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>料の支払いが必ず求められるという現況は、その後の接続事業者の回線撤去要望に応じて改善することが必要である、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>現在、当社は、NTT東・西と利用者解約後の回線撤去について、接続事業者の依頼をもとに設備設置事業者であるNTT東・西から利用者に連絡を取り、回線撤去できる手続を設定するよう協議を行っておりますが、報告書（案）の考え方である「利用者解約後も接続料の支払いが必ず求められるという現況は、その後の接続事業者の回線撤去要望に応じて改善することが必要である」との考え方にに基づき、次の2点について実現できるよう、今後もNTT東・西と協議を行っていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該手続については、接続約款に基づく手続とすること。 ・利用者と連絡がつかない、利用者が回線撤去を拒否する等により、当該手続をもってしても回線撤去に至らない場合、接続事業者が接続料の支払いを止める手立てがなくなることから、何らかの手段により接続料を止める手立て（回線撤去の代替措置）を設けること。 <p>（KDDI）</p>		
<p>意見5-3 分岐端末回線の接続料については、分岐端末回線の償却済み比率を算定に反映する考え方を基本とし、NTT東日本・西日本に対応を求めることとするのが適当。</p>	<p>考え方5-3</p>	
<p>○ 分岐端末回線の接続料は、現行の算定上、償却状況の反映がなく、耐用年数（15年）経過後も減価償却相当の費用を負担し続けることになる一方、途中で回線撤去した場合は、解約時の一括精算で未償却残高を負担すればよく、分岐端末回線を現用・残置した場合と撤去した場合において、分岐端末</p>	<p>○ 耐用年数経過後のものも含む分岐端末回線の接続料については、本報告書で述べたとおり、費用低減分を各回線の接続料に平均的に反映させるよう対応されることが適当である。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>回線の減価償却費相当の費用負担の差が生じる状況となっております。</p> <p>この状況を改善するため、分岐端末回線の償却済み比率を算定に反映する考え方を基本とし、NTT東・西に対応を求めることとするのが適当、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>（KDDI）</p>		

第6章 報酬額の算定方法

意見	考え方	修正の有無
意見6-1 「投資その他の資産」の圧縮方法について	考え方6-1	
<p>○ 自己資本は、「投資その他の資産」の取得ではなく、当社事業の根幹となる「電気通信事業固定資産」の取得に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本を電気通信事業固定資産の取得のための資本として見込む現行の算定方法は適正であると考えますが、確かに、繰延税金資産については、税効果会計において繰延税金資産を計上することで自己資本が同額増加することから、当社は、次年度以降に適用する接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定において、繰延税金資産を自己資本から圧縮していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 本報告書で提言した「繰延税金資産」の自己資本からの圧縮は、速やかに対応する必要がある。したがって、平成30年度からの接続料算定において、これを行うことが適当である。</p>	無
<p>○ 「繰延税金資産」については、税効果会計の適用により「繰延税金資産」を計上することによって、自己資本比率が上昇することになることから、「繰延税金資産」は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある、との報告書(案)に賛同いたします。</p> <p>なお、「繰延税金資産」は「投資その他資産」以外に「流動資産」にも含まれており、税効果会計の適用により、同様に純資産(自己資本)が増加していることから、固定資産(投資その他資産)、流動資産を問わず、「繰延税金資産」は全て自己資本から圧縮することが必要です。</p> <p>また、当該見直しについては、平成29年秋実施となっていることから、今年度認可申請となる平成30年度接続料の算定から速やかに実施することが必要だと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>KDDI殿ご提案の通り、繰延税金資産が発生する実態に即して、他人資本ではなく自己資本から圧縮処理することは適切と考えます。</p> <p>また、この見直しについては、2017年度末の接続料申請時に適用し、2018年度接続料から反映すべきです。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
意見 6-2 未利用芯線をレートベースから除くことの是非について	考え方 6-2	
<p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、設備設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。</p> <p>また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す設備設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。</p> <p>そのため、本研究会において示された「未利用芯線をレートベースから除くことは困難」という考えに賛同いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>○ アクセス回線について、現状は未利用であっても、利用者や接続事業者からの請求により提供が見込まれるものは、レートベースから除くのは困難と考えられるところ、その見込みがないものを同定する考え方について、提案があれば、それに応じ、本研究会で検討することとしたい。</p>	無
<p>○ 加入光ファイバの接続料に係る芯線利用率は40%程度（保守用とNTT東西殿が言われている分を除く）、メタル接続料に係る芯線利用率は25%程度とどちらも半分に満たず、効率的な資産運用が出来ているとは考えづらい状況にお</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>いて、これらを全て接続料のレートベースとして考慮することは、設備の非効率化を促し、過剰投資を誘発することになると懸念しています。</p> <p>加入光ファイバは複数芯線を収容するケーブル単位で敷設されること、またケーブル種別は数種類に限定されていることから、NTT東西殿によれば理論上の効率的な利用率は70.2%（2015年3月18日 第23回 情報通信審議会電気通信事業政策部会 接続政策委員会でのNTT東西殿資料より引用）となっていますが、現状の平均芯線利用率から見ても、敷設後何年も収容率が著しく低いまま運用されているケーブルが多数存在するものと想定されます。</p> <p>一芯でも利用されている場合は物理的にケーブル撤去することが出来ないため、接続料原価に設備コストを全額含めることには異論はありませんが、資本コストにおいては算定期間内に利用見込みのない芯線（保守用除く）に相当する資産を適切に見積もった上でレートベースから除くことは、接続料の適正性の観点からも妥当であると考えます。</p> <p>電気通信業界に限らず、一般的に報酬算定に用いられるレートベースはその事業の用に供される資産に限定されるべきと考えられています。例えば、電力事業においては、長期未稼働の火力発電所や福島第一原発といった、料金算定の該当期間中に稼働が見込まれない資産については、レートベースから除かれており、また、稼働率が著しく低い電圧線については、それを過剰投資とみなして、一部をレートベースから除外するケースも存在しています。</p> <p>NTT東西殿におかれましては、ケーブルの利用実態を把握するために、例えば以下の情報開示をしていただきたいと思います。</p> <p>①利用芯線又は敷設芯線に対してどれだけの保守用芯線を確保している</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>か及びその管理方法</p> <p>②長期にわたり利用率が極端に低いケーブルの種別毎資産データ（例：敷設から5年以上経過で利用率40%未満の1000芯ケーブル）</p> <p>③現在採用しているケーブル種別が調達面・工事費用面等でコストミニマムであることの定量的な説明</p> <p>（ソフトバンク）</p>		

第7章 接続料と利用者料金との関係の検証

意見	考え方	修正の有無
意見7-1 価格圧搾への対応と接続料算定との関係について	考え方7-1	
<p>○ 接続料は、第一種指定電気通信設備規制により貸し出しが義務付けられている設備の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくものであり、設備コストには、設備構築事業者が抱えている投資リスクの対価（報酬等）も含まれています。</p> <p>そのため、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料水準を抑制するような措置を採ることは、適正な設備コストの確保ができず、結果、投資インセンティブも削がれることになるため、当社として、そのような措置を選択することは考えていません。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p> <p>○ スタックテストの基準値を満たせなかった場合の選択肢を接続料規則等に示すことに賛同します。予め接続料規則等に明示することにより、スタックテストの運用における曖昧な部分が排除され、的確な運用を行えると考えます。</p> <p>また、営業費の基準値はNTT東西殿の「電気通信事業会計における電気通信事業収益（電報収入を除く。）の対営業費（顧客営業、販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るものを除く。）比率」とされており、以下2点の理由により、営業費そのものを採用すべきと考えます。</p> <p>① 新規サービス時に特に嵩む費用として、上記該当費用を除いているが、基準値算定時には5年間の平均値を採用しており、平準化されていること</p>	<p>○ 本報告書では、価格圧搾のおそれが生じないように、接続料と利用者料金の各々又は両者についてどのような対処が必要となるかについて提案を行っている。このうち、接続料による対処を選択する場合については、第一種指定電気通信設備接続料規則等において、第一種指定電気通信設備設置事業者において採り得る選択肢につき明示することとしており、自己資本利益率も、どのような場合にも上限値を採らないといけないとする理由もないため、ここに含めている。仮にこれらが採られないことによって価格圧搾のおそれが生じる場合には、総務省によって接続料の適正化のための適切な措置が講じられる必要がある。</p> <p>○ 営業費の基準値については、当面は利用者料金の20%とするが、今般の意見等も参考としつつ、改めて検討を行う必要がある。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>② 接続事業者は、設備を借り入れて接続料を払った上に、宣伝費等の営業費用をかけることで他事業者と競争をして、売り上げをあげることができるため、「接続料水準が当該接続料を設定する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないための検証」というスタックテストの趣旨からも、特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るものを含めたうえで算定を行うことが適当と考えられること (ソフトバンク)</p>		
<p>○ 価格圧搾のおそれがある場合に、第一種指定電気通信設備設置事業者が接続料を設定する上で取り得る選択肢、具体的には、接続料の原価及び利潤の一部を複数年で回収する繰り延べや需要・費用等の予測値による将来原価による算定や、上限規制の対象となっている自己資本利益率の調整等を行うことができることを、接続料規則等において明示し、それらの選択肢によって価格圧搾による競争阻害を排除するよう対処するか、利用者料金等の是正を図る既存の事後措置により対処することとすべき、との報告書(案)に賛同いたします。</p> <p>当該選択肢を接続料規則等において明示することによって、スタックテストの結果、不当な競争を引き起こすおそれがあるとなった場合に、具体的にどのような方法で接続料の是正がなされるかが明確になると考えます。</p> <p>また、営業費の基準値20%について、その根拠となるデータが10年以上前のもの(2001~2005年度平均値)となっていることもあり、接続会計において除かれている費用の範囲の考え方との異同について検証し、最新のデータに基づいて、改めて営業費の基準値について検討を行うことは有効であると考えます。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ただし、検討にあたっては、光コラボレーションモデル開始後（2015年2月以降）はNTT東・西の営業体制が小売から卸売に変化しており、営業費の構成も変化している可能性があることから、例えば、参照する直近5ヶ年のデータを2009年度～2013年度にする等、その変化について考慮が必要であるものの、引き続き、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に基づいて、接続料と利用者料金との関係の適正性について検証していくことが重要であると考えます。</p> <p>（KDDI）</p>		
<p>意見7-2 検証対象の画定について</p>	<p>考え方7-2</p>	
<p>○【検証対象となるサービス】</p> <p>「接続料の水準が、接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであることを検証する」というスタックテストの目的に照らせば、「他サービスへの需要のシフト等によって需要が大幅に減少し、競争が実質的に停滞しているようなサービス」や「そのサービスが社会から求められてきた役割等に鑑み、利用者料金を低く抑えることが歴史的にも求められてきたようなサービス」、具体的には、固定電話、フレッツADSL、フレッツISDNはスタックテストの検証対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>特に、他事業者は無線を用いた固定電話の代替サービス（KDDI 殿「ホームプラス電話」、ソフトバンク 殿「おうちのでんわ」）への移行を進めることが現に可能となっていること等を踏まえると、固定電話を検証対象から除外する環境は既に整っていると考えます。</p> <p>そのため、仮に上述のサービスがスタックテストの検証対象から直ちに除外されず、スタックテストの基準を満たさない事例が生じたとしても、事業</p>	<p>○ 本報告書で述べたとおり、本報告書で提案する接続料と利用者料金との関係の検証は、この両者の関係により、不当な競争が生じることを回避するために行うものであり、現行のスタックテストのように第一種指定電気通信設備に係る接続料の検証に目的を限定したものではない。そういった見地から、検証対象は適切に決められる必要があるところ、本報告書で述べた考え方に照らし、加入電話やフレッツADSLを現時点で検証対象外とすることは不相当と考えられる。</p> <p>○ すなわち、固定電話については、現時点では、約2,100万契約（平成29年3月末、NTT東西加入電話）が存在し、他事業者による固定電話サー</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>者間の競争が阻害されるものではないと考えます。</p> <p>【検証対象となる接続料】</p> <p>スタックテストが第一種指定電気通信設備に係る接続料を検証することが目的であることを踏まえると、第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備に係る接続料を含めて検証することは適切でないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>ビスが実際に提供されているように、市場において需要が十分減退したとは言えない状況である。また、利用者料金を低く抑えることが求められてきたとして、そのことが、競争阻害的な価格圧搾が求められてきたことになるわけではない。また、ADSLサービスについても、現時点では、約250万契約(平成29年3月末)が存在し、競争事業者がこれを第一種指定電気通信設備との接続により提供していることなどから、需要が十分減退したとは言えず、かつ、競争事業者にとって十分代替的な機能が別にあるとも言い難い。</p>	
<p>○ 報告書案に賛同します。また、メタルアクセス回線に関しては、仮に2年後において利用が一層縮退するとしても、依然として一定のユーザ規模があり代替サービスが存在しない場合はユーザに与える影響も大きいいため、検証対象可否の検討においては以下の3要素を含んだ総合的な判断基準により決定されるべきと考えます。</p> <p>競争環境：複数の事業者による競争が行われているか</p> <p>市場規模：市場に一定数のユーザが存在しているか</p> <p>代替性：料金・品質等で同等の代替サービスはあるか</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>○ 検証対象となる接続料については、第一種指定電気通信設備に係る振替接続料を基本とし、利用者料金を設定するサービスにおいて第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備も使われている場合には、これに係る接続料もこれに含めることとすべき、との報告書(案)に賛同いたします。</p> <p>特に、PSTNマイグレーション後のメタルIP電話は、NTT東・西が県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にと</p>		

意見	考え方	修正の有無
っての公正競争条件が確保されるものと考えます。 (KDDI)		

第8章 コロケーション及びその代替措置

1. コロケーションが第一種指定電気通信設備設置事業者の所有でない建物で行われる場合の情報等の開示

意見	考え方	修正の有無
意見8-1 コロケーションが第一種指定電気通信設備設置事業者の所有でない建物で行われる場合の情報等の開示について	考え方8-1	
<p>○ 当社は、今後、NTTコミュニケーションズ殿が所有するビルにおいて、当社が第一種指定電気通信設備を設置するために、当社が賃借しているスペースの空き、当社が設置している電力設備（整流器）の空き及び当該電力設備の容量追加の可否に係る情報開示を行っていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ コロケーション確保の重要性に鑑み、そのために必要な情報開示は可能な限り行われていく必要がある。</p> <p>○ NTT東日本・西日本は、今回の意見募集の中で、NTTコミュニケーションズが所有しているビルにおいて賃借しているスペースや電力設備の空き等に係る情報開示を行うと示しているところであり、NTT東日本・西日本の取組を注視していく必要がある。なお、総務省からのNTT東日本・西日本への依頼においては、情報の定期的な更新についても検討するよう求めることが適当と考える。</p>	無
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>NTT東西殿がNTTコミュニケーションズ株式会社殿からコロケーションリソースを賃借しているビルは、数こそ少ないものの都心部に位置するビルが多く、ネットワーク計画において主要な拠点となることが少なくありません。</p> <p>NTT東西殿より「電力設備の空き状況を開示することは困難」とのコメントがありますが、コロケーションに関しては、スペースがあっても電力がないと提供できないことから、NTT東西殿はスペースだけではなく、空き電力容量に関しても何らかの方法で開示することを検討する必要があります。 (ソフトバンク)</p>		
<p>○ 接続事業者がNTT東・西の第一種指定電気通信設備と接続する場合、NTT東・西等の局舎、管路、とう道等に自らの設備を設置（コロケーション）することが不可欠であるため、電気通信事業法施行規則等により、コロケーションの空きスペースに関する情報開示・調査申込手続、調査申込から回答までの</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>標準的期間、コロケーション設備の工事費・保守費等を接続約款に規定する等、接続を円滑に行うための厳格な措置が取られております。</p> <p>このように、コロケーションが第一種指定電気通信設備との円滑な接続を行うために不可欠であることを踏まえれば、義務的コロケーションに係わる情報開示については、NTTコミュニケーションズ所有のビルにおいて提供される場合であっても、可能な限り情報の開示が行われる必要がある、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>スペースについては、NTT東・西が自ら表明した通り、NTTコミュニケーションズから一定のスペースを賃借しており、NTT東・西でスペースの管理が可能なことから、NTT東・西ビル同等に運用し、電力設備については、NTTコミュニケーションズに確認しないとNTT東・西も把握できませんが、定期的（四半期毎等）に確認して情報を取得し、接続事業者向けのホームページで情報開示することが必要であると考えます。</p> <p>（KDDI）</p>		
<p>○ NTT東西殿がNTTコミュニケーションズ殿から賃借しているビルについても、可能な限り情報開示していただけることを希望します。</p> <p>その際は、コロケーションスペースの空き情報等だけでなく、受発電設備の空き情報等についても、局舎開示情報と同様に接続事業者に対して開示していただきたいと考えます。</p> <p>弊社としても、NTT東西殿における改善策を注視し、その検討を総務省からNTT東西殿に依頼することとするのが適当との意見に賛同いたします。</p> <p>（ソニーネットワークコミュニケーションズ）</p>		

第8章 コロケーション及びその代替措置

2. コロケーションリソースの配分上限量の緩和

意見	考え方	修正の有無
意見8-2 コロケーションリソースの配分上限量の緩和について	考え方8-2	
<p>○ 当社として「コロケーションリソースの配分上限量」に係るルールについては、有限なコロケーションリソースを可能な限り多くの事業者に公平に利用いただけるよう設定されたルールであると考えており、その規定趣旨については引き続き維持されるべきと考えます。</p> <p>ソフトバンク殿より要望いただいた、「コロケーションリソースの配分上限量」に係るルールの見直しについては、5月22日、当社より各事業者に意見照会を実施し、13の事業者から意見をいただきましたので、それらを踏まえて、当社において具体的な見直し内容について検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 配分上限量の緩和条件の検討については、コロケーションの効率的な確保と共に、有限なリソースを公平に利用するという観点から、一部の事業者にとって不当に差別的な条件とならないよう、関係事業者の意見を踏まえたNTT東日本・西日本における検討の状況を注視していく必要がある。</p> <p>○ 配分上限量の引き上げについて、設備更改のために一時的に二重設備が必要な場合の緩和を含め、設備更改後のリソースの返却等のリソース浪費を防ぐための措置と併せ、総務省からNTT東日本・西日本に対して検討が依頼されることが適当と考えられる。</p>	無
<p>○ コロケーション借用ルールの緩和については賛成いたします。</p> <p>但し、緩和条件を検討する際には一部事業者のみが有利になる事が無いよう慎重な検討をお願い致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス)</p>	<p>○ いわゆる「Cランクビル」における情報開示については、総務省からNTT東日本・西日本に対して検討が依頼されることが適当と考えられる。</p>	
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>現在、NTT東西殿の接続約款において、コロケーションに係るスペース、MDF端子及び電力に関して、管理基準値及び配分上限量が設定されています。この配分上限量に関しては、事業者それぞれのネットワーク規模、ユーザ数等の違いに関わらず事業者一律の設定になっていることに加え、リソースの空きランクが異なっても同じ上限量が設定されていますが、少なくとも B ランク(空きスペースの場合で6架~18架未満)での配分上限量につい</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ては、2架から4架程度まで引き上げても問題ないと考えます。</p> <p>また、今後、保守満了による設備の更改が増えていくと予想される中で、配分上限の設定は、お客様への影響の少ない円滑な移行に支障をきたす可能性があると考えます。つきましては、保守満了に伴う設備更改等の止むを得ない場合は、設備の返却期限を設ける等の条件付きで、その配分上限を撤廃することが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>○ コロケーションリソースの空きスペース及び空き電力容量が管理基準値以下（スペースは18架未満:Bランク以下、電力容量は72kVA未満:Bランク以下）となった場合、一度の申込みから工事完了までの間に割当てる配分上限量（スペースは2架を上限、電力容量は8kVAを上限）の緩和について、関係事業者の意見も集約していく必要があるため、平成13年（2001）における措置と同様に、総務省よりNTT東・西に対し、効率的にコロケーションが確保されるよう、対処・検討をしていくことが適当、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>なお、今後の対処・検討にあたり、有限なリソースを全ての接続事業者が効率的に利用でき、かつ、公平な条件で配分上限量を緩和していく方向で検討していくことが必要だと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>○ 設備更改後のリソースの返却等を条件に、一時的にリソースの配分上限量の緩和を求めるとの意見について、賛同いたします。</p> <p>ただし、設備更改による新たなコロケーションスペースを申請する際は、配分上限に係るルールを適用しませんが、更改完了後に返却されるリソー</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ス量を上限にする、および、更改完了後の設備撤去やリソース返却に関する条件について申請後およそ1年間等といった期限を設ける等、一定の制限を設けるべきと考えます。</p> <p>配分上限量自体の緩和に関しては、一度の申請に対するコロケーションスペース、および受発電設備の配分上限は、実際のリソースの空き状況に合わせた緩和を検討いただき、その際は、BランクビルとCランクビルとで異なる配分上限を定める等の措置をしていただきたいと思います。</p> <p>また、Cランクビルは、配分上限量（2架、8kVA）より少ないリソースしか空きが無い状態であったとしても、配分上限量までの申込みが一度に行えてしまいます。</p> <p>空きリソースの少ないCランクビルについては、何架、何kVAの空きリソースが残っている等、事業者がより正確で効率的な設備計画を行えるよう、情報開示していただくことも要望いたします。</p> <p>（ソニーネットワークコミュニケーションズ）</p>		

第8章 コロケーション及びその代替措置

3. コロケーションスペースの確保及びこれが実現しない場合の代替措置

意見	考え方	修正の有無
意見8-3 コロケーションスペースの確保及びこれが実現しない場合の代替措置について	考え方8-3	
<p>○ 当社は、様々な設備の更改等を行う際には、より効率的な設備構築を行うよう努めており、結果、Dランクビル（空きスペースが無いビル）の数は、平成29年6月末時点では東西計257ビル（平成29年2月末時点との比較では、▲41ビル、▲14%）となっているところです。</p> <p>これまでも、当社の利用計画の見直しや不要な設備撤去等が確定し、コロケーションスペースに空きが発生する見通しが立った場合には、速やかに空きが発生する予定やその時期等について情報開示を行ってきており、今後とも継続していく考えです。</p> <p>なお、コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合の代替措置については、今後も継続してKDDI殿と協議を行い、具体的な検討を行っていく考えですが、その検討にあたっては、事業者が設置した装置が他の装置へ影響を及ぼした過去事例も踏まえつつ、事業者装置と当社装置が同一架で混在した場合に互いに影響を及ぼさないようにするための技術的な設置条件や運用条件等を整理していくことが必要になると考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	<p>○ コロケーションスペースの確保については、増床に加え民間建物を利用する等の可能性や、いわゆる「Dランク」解消時期の見通しに関する情報の提示時期を前倒しすることの可能性も含めて、総務省からNTT東日本・西日本に対して検討が依頼されることが適当である。</p> <p>○ コロケーション代替措置については、今後の接続約款での措置を見据え、協議の状況及びNTT東日本・西日本における検討の状況を注視し、その早期の具体化を促していく必要がある。</p>	無
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>長期間に渡りDランクが解消出来ない局舎に関しては、本報告書案に記載された「接続事業者のサービス提供に利用する機器をNTT東日本・西日本に</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>において設置、管理等を行う手続を接続約款に設けること」や、コロケーションスペースの増床、民間建物を利用する等、何らかの代替措置を講じる必要があると考えます。また、併せてNTT東西殿はDランク解消時期の見通しについても前もって提示すべきです。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>○ NTT東・西のコロケーションは、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開する上で不可欠であり、コロケーションが確保できない場所について、スペースの効率的利用等により、その解消を図っていくことが必要であることから、コロケーションリソースの確保できない場所におけるリソースの増強見通しの透明化を図り、これに加え、それでもコロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合の代替措置の確保、具体的には、接続事業者のサービス提供に利用する機器をNTT東・西において設置、管理等を行う手続を接続約款に設けて、コロケーションの代替措置を確保する、との報告書（案）に賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p>		

第8章 コロケーション及びその代替措置

4. コロケーション設備撤去後の費用負担

意見	考え方	修正の有無
意見8-4 コロケーション設備撤去後の費用負担について	考え方8-4	
<p>○ 現在、当社の通信用建物内に設置された事業者のコロケーション設備の撤去にあたっては、「撤去工事に要する期間（撤去工事申込日から撤去工事完了日まで）」と「新設工事の準備に要する期間（相互接続点調査回答によってコロケーションリソース等の保留を開始する日から工事着手日まで）」を合算した期間の平均的な期間を「コロケーションリソース等の転用に要する期間」として設定し、撤去工事申込日から一律6ヶ月分のコロケーションリソース等の利用料金を、設備を撤去する事業者にてご負担いただくこと（6ヶ月前ルール）としてきました</p> <p>しかしながら、今回の議論を踏まえ、当社として、現行の6ヶ月前ルールを見直し、設備を撤去する事業者に、「撤去工事に要する期間と原状回復に要する期間」の費用を、また、設備を新設する事業者に、「新設工事の準備に要する期間（コロケーションリソース等を当該事業者のために保留している期間）」の費用を、それぞれ負担いただくようにすることを検討しています。（NTT東日本・西日本）</p>	<p>○ 費用負担の公平性や設備の撤去・設置を早く実施することへのインセンティブ等を考慮し、効率的なコロケーションの費用負担について、NTT東日本・西日本において検討が行われる必要があり、また、新ルールの透明性が確保される必要がある。</p>	無
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>一般的なコロケーション事業を営んでいる当協会の会員と議論した結果、現在のNTT東西殿による義務コロケーションが、一般的な常識からみて非合理的であると指摘がありましたので以下に示します。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>1. 接続事業者の全体の平均期間を全事業者に当てはめ、コスト削減のために努力している事業者も含めて全事業者から固定料金を徴収すること。(事業者のコスト削減インセンティブが働かない)</p> <p>2. コロケーションの利用が終了し、機器を撤去した後から次の事業者が利用するまでにかかる期間(空きスペースの提供前期間)を一括的に解約した事業者に負担を求めること。</p> <p>3. そもそも、6ヶ月という解約通知の最低期間が長いこと。</p> <p>これらの点も含め、今後総務省において継続的に検証いただきたいと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ 報告書案に賛同します。</p> <p>なお、本件に関連して、その他のルール変更の提案がある場合には、本年秋に予定しているフォローアップにて改めて議論する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		

第8章 コロケーション及びその代替措置

5. 機器故障に伴う機器交換の手続き

意見	考え方	修正の有無
意見8-5 機器故障に伴う機器交換の手続きについて	考え方8-5	
<p>○ 現在、事業者が、設置済の機器と異なる機器を新たに設置される場合には、その都度、相互接続点調査を行うこととしています。</p> <p>これは、新たに設置される機器について、以下を事前に確認した上で、当該機器を設置いただく必要があることによるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 接続に必要な機器であることを確認 ➢ 当社や他事業者の機器に影響がないか、安全性を確認 ➢ 適切なりソース管理及び課金を行うために、機器の消費電力量や発熱量等の仕様を確認 <p>今回の議論を踏まえ、事業者が故障発生時等に交換したいとする新たな機器について、上述の事前確認を予め実施しておくことにより、故障発生時等において、相互接続点調査を行わなくても、機器の即時交換を可能とする運用ルールを導入する考えであり、現在、その具体的な条件等について検討を進めています。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ コロケーションを行っている機器の交換の 手順を可能な場合に簡略化する取組は、接続による安定的なサービス提供のために重要であり、NTT東日本・西日本による検討を総務省でもフォローしていく必要がある。</p>	無
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>地域ISPや新規参入事業者等は大手通信事業者と比較して予備物品なども多くは保有していないのが現状であり、機器の故障や保守対応の際に異なる機器に交換されるケースが多くあります。これらの機器交換の際にもNTT東西殿が定めたPOI調査等の手続きを行うと、交換までに数ヶ月かかることから、とても保守・運用に耐えられず、安定的なサービス提供に支障がありま</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>す。これらの事象が少しでも減るよう、NTT東西殿の局舎設備に与える影響がない場合の手続きの迅速化をお願いしたものです。</p> <p>なお、本来の相互接続に定められた期間についても、現状の作業短縮化などの取り組みを検証した上で、手続きの期間の短縮化にむけて、確認および議論を行っていただくことを要望します。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>○ NTT東日本・西日本に対して、相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みの手続きを不要または簡略化すること等を促す報告案の考え方に賛同いたします。</p> <p>(楽天コミュニケーションズ)</p>		
<p>○ 総務省からNTT東・西に対し、新たに設置する機器のリソース(スペース・電力)が既存の機器よりも小さい場合などにおいて、相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みの手続きを不要又は簡略化すること等について検討を依頼することとするのが適当、との報告書(案)に賛同いたします。</p> <p>相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みの手続きを不要又は簡略化すること等により、機器交換の迅速化が図られるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>○ 新たに設置する機器のリソース(スペース・電力)が既存の機器よりも小さい場合などにおいて、相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みの手続きを不要又は簡略化することは、業務の効率化に直結することなので、「総務省からNTT東西殿に対し検討を依頼すること」に賛同し、注視していきたいと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ)</p>		

第9章 接続料交渉の円滑化

意見	考え方	修正の有無
<p>意見9-1 接続料の水準について事業者間で合意できない場合は、原価や需要等の算定根拠を提示いただくことが協議の円滑化につながることから、本報告書（案）に賛同する。</p>	<p>考え方9-1</p>	
<p>○ 音声サービスの接続において、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うために、他方のネットワークと接続しあう場合には、相互に接続料を支払い合う関係となるだけでなく、一方の事業者にとって、他方の事業者のネットワークが事業展開上不可欠（着信ボトルネック）になるという対称・対等な関係となります。</p> <p>このような対称・対等な関係にあるにも関わらず、一部の事業者において、当社のような接続料規制が課されていないことによって、その接続料が高止まりしているといった事象が発生しているところです。</p> <p>このような状況を踏まえ、接続料の水準について事業者間で合意できない場合は、原価や需要等の算定根拠を提示いただくことが協議の円滑化につながることから、今回、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる」とされたことは適切であると考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>	<p>○ ネットワークの接続において、各事業者が必ずしも「対称・対等」な関係にあるわけではないが、円滑な接続の実現はどの事業者の間においてもサービス展開上重要であることは論をまたない。</p> <p>○ 円滑な接続のために、適正な接続料のやりとりは不可欠であるところ、そのために総務大臣の裁定においては、第一次的にコスト主義の考え方を採り、そのためにコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、接続協議の更なる円滑化を総務省では推進すべきである。</p>	<p>無</p>
<p>○ 今後も、各事業者は接続料交渉の円滑化に向けて、総務省が策定した現行</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>の「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に沿って真摯な協議を行うことが重要であると考えます。 (中部テレコミュニケーション)</p>		

その他全般

意見	考え方	修正の有無
<p>意見10-1 新たにアンバンドル化される機能および新たに提供されるサービスメニューなどについて、接続事業者が利用しやすい制度と料金で提供されることを強く望む。</p>	<p>考え方10-1</p>	
<p>○ NGNの優先パケットを活用した音声サービスに加えてデータ系サービスも提供される方向にあり、新しい機能が利用できるようになったことは高く評価いたします。</p> <p>ただし、新たにアンバンドル化される機能および新たに提供されるサービスメニューなどについて、接続事業者が利用しやすい制度と料金で提供されることを強く望みます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>○ アンバンドルを行う機能の単位等、接続約款記載事項の在り方については、円滑な接続の確保を旨として、検証が行われていく必要がある。</p>	<p>無</p>